

東京都屋外広告物条例における プロジェクションマッピングの取扱いについて

1. 概要

東京都は、東京の魅力向上につなげていく観点から、プロジェクションマッピングについて、東京都屋外広告物条例（以下「広告物条例」という。）の改正を行った。

本改正において、プロジェクションマッピング活用地区の新設のほか、表示規格の設定、屋外広告物許可申請手数料の設定、公益行事等での許可申請手続等の適用除外が定められた。

2. 区における取扱い

屋外広告物の表示または設置に係る許可については、広告物条例に基づき区において行い、手数料については、品川区手数料条例に基づき徴収している。

従前は屋外広告物の種別のうち、広告板として取扱い、許可および手数料を徴収していたところ、本改正を受け、プロジェクションマッピングとして許可および手数料を徴収する。

3. 区内における許可事例（広告板として取扱ったもの）



- ・ビルの壁面に投影
- ・大きさは、縦 12m×横 25m＝300 m²

（参考）プロジェクションマッピングの許可手数料単価

許可手数料単価を「面積 5 m²までごとにつき、3, 220 円（ただし、面積 1, 000 m²を超えるものにあつては、644, 000 円）」と定める。